

令和4年6月27日招集

## 第6回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和4年第6回狭山市農業委員会総会

---

令和4年6月27日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
  - (5) 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) 農地あっせん台帳について
  - (3) 狭山市都市計画生産緑地地区の変更について(照会)
  - (4) 追跡調査について
  - (5) 全筆調査について
  - (6) その他
- 5 閉会 午後2時45分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 小野田敏枝
4番	5番 仲川知範	6番 横田泰宏
7番 小口英吉	8番 岸進	9番 諸口秀敏
10番 平本洋章	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	

(本日の欠席委員 1名) 4番 細田幸司

本日の出席推進委員 8名

甲田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥富文典	片岡弘幸	齋藤孝史	高橋弘樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

---

事務局 定刻になりましたので、これより令和4年第6回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料5 農地あっせん台帳
- ・資料6 狭山市都市計画生産緑地地区の変更について（照会）
- ・資料7 追跡調査について
- ・資料8 全筆調査について
- ・農業者年金加入推進マニュアル
- ・令和4年度最適化活動の目標設定について

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第6回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

### 議 事

議 長 只今から、第6回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号4番 細田委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号8番 岸委員と9番 諸口委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

最初に第6回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 資料1 総会議案書の表紙をめくっていただき、地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農地法第3条の申請が堀兼地区で1件、5条の申請が入間川地区で3件、入曽地区で1件、柏原地区で1件、併せて5件です。

なお、柏原地区の1件は、計画変更の申請となります。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが、入曽地区で1件であります。

農用地利用集積計画は、入曽地区で3件、堀兼地区で5件、奥富地区で1件、併せて9件となっております。

議長 ありがとうございます。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 遊休農地で草刈りをしてくれたところも、このところの暑さで、また草が繁ってきています。全筆調査もあるので、注意して見ていきたいと思えます。また、5条申請のあった農地を小口委員、横田委員と共に見て回りました。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 前回の全筆調査で上がってきた中には、きれいになっているところもありました。今回も注意しながら進めていきたいと思えます。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 草だらけの農地だったのに、緑肥に変わっていたというところがありました。先月報告した収穫後の後片付けができていない農地については、改善が見られませんが、周りの方に迷惑がかからないよう、近々お願いしてこようと思っています。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 不耕作地が客土されて問題が解消されたところがありました。引き続き、見回りを続けていこうと思えます。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 畑の所有者の老夫婦が草取りをしているところを見かけました。この時期なので、追いつかないところもあるかと思えますが、見守っていききたいと思えます。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 昨年、雑草が繁茂していた農地のうち、草取りが始まって改善の見られたところが4ヶ所ありました。また、新品目としてジャガイモに取り組んでいる農家の収穫が始まり、2回ほど手伝いに行きましたが、麦の後作に入れていることもあって、そうか病の発生はほとんど見られなかったようです。今後、機械化が進めば、面積が増えることも考えられます。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 数日前になりますが、キャベツの収穫を迎えている畑でタデが1mほど生い茂っているところがありました。キャベツをどうするのか、また、周りの畑に迷惑にならないよう対処してもらった方がよいと思えます。

事務局 この畑につきましては、農業振興課を通して耕作者に連絡をし、きれいに整備して

もらうことができました。

議長 続いて水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 昨年、背丈ほど草が繁茂していた農地で、きれいに刈り取られていたところが2ヶ所ありました。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。  
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものとしたします。  
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。

議案第1号「農用地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の1ページをお願いします。

今回は、利用権の設定が6件20筆、地目「田」が6, 266㎡、地目「畑」が12, 248㎡です。

所有権移転につきましては、3件4筆、地目はすべて畑、合計5, 700㎡です。  
詳細につきましては、総会議案書の2ページからとなります。

#### 1件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は同じく堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字平野50番1、外2筆、地目は畑、合計面積は2, 064㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、受け人は、平成28年12月28日に認定農業者となっています。

#### 2件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は水野の法人です。

所在地は大字水野字本堀1130番、外1筆、地目は畑、合計面積は796㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、受け人は令和4年6月17日に認定農業者となっています。

#### 3件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は水野の法人です。

所在地は大字水野字本堀1088番2、外3筆、地目は畑、合計面積は、**3, 823**㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

#### 4件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は水野の法人です。

所在地は大字水野字本堀1053番1、外6筆、地目は畑、合計面積は2, 151㎡、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定です。

#### 5件目

渡し人は所沢市にお住まいの方、受け人は同じく所沢にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字富士見里1909番1、外2筆、地目は畑、合計面積は3, 434㎡、権利の種類は5年間の使用権設定で、受け人は平成29年12月5日に認

定農業者となっています。

6 件目

渡し人は川越市にお住いの方、受け人は同じく川越市にお住いの方です。

所在地は大字下奥富字八反目 1 2 6 4 番の一部、地目は田、面積は 5, 0 0 0 m<sup>2</sup>、権利の種類は 3 年間の使用貸借権設定で、受け人は令和 2 年 3 月 4 日に認定農業者となっています。

7 件目

渡し人は下奥富にお住いの方、受け人は青柳にお住いの方です。

所在地は大字青柳字柳窪 1 5 0 2 番 1、外 1 筆、地目は畑、合計面積は 1, 5 2 8 m<sup>2</sup>、権利の種類は所有権移転で、受け人は令和 4 年 5 月 2 5 日に認定農業者となっています。

8 件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は同じく堀兼にお住いの方です。

所在地は大字堀兼字残地（元下奥富分）2 7 5 9 番 1、地目は畑、面積は 3, 1 6 0 m<sup>2</sup>、権利の種類は所有権移転で、受け人は平成 2 8 年 1 0 月 4 日に認定農業者となっています。

9 件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は堀兼にお住いの方です。

所在地は大字堀兼字西平野 1 6 2 8 番 2、地目は畑、面積は 1, 0 1 2 m<sup>2</sup>、権利の種類は所有権移転です。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号 2 整理番号 1 について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上赤坂字不二見ノ丘 2 7 2 番 3、地目は畑、面積は 1, 0 1 1 m<sup>2</sup>です。

現在の利用状況は永年作物（茶園）、許可後は造園植木の作付けが計画されています。

譲受人は狭山市上赤坂に居住する農業者で、総耕作面積は 1 3, 5 8 7 m<sup>2</sup>、すべて畑です。

根拠法令は、第 3 条第 2 項第 1 号から 7 号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。  
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市入間川字ニ3273番179、地目は畑、面積は336㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第34条第12号、農地法第5条に該当します。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市入間川字ニ3273番180、地目は畑、面積は300㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ  
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第34条第12号、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字沢久保948番2、外5筆、地目は畑、合計面積は989㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者はさいたま市で自動車販売事業を営む法人です。転用目的は自動車修理工場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適

- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第34条第1号、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市大字北入曾字下原87番3、地目は畑、面積は371㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年3月総会で資材置場への転用として申請され、4月に許可が下りた案件ですが、別の事業計画者から大雨の際の貯留地として整備したいという申し出が

あり、許可を受けた事業計画者との間で合意が成立したため、資材置場から貯留地への計画変更の手続きとなります。県の承認が得られれば、今後、改めて貯留地の申請が出されます。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を承認相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認相当』とし、県に提出します。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局の説明を求めます。

事務局

土地の所在は、大字北入曾字下原52番1、外7筆、地目、畑、合計面積14,722㎡について相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ています。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局

農地法第3条の3の規定による届出は、1件1筆、地目「田」面積が800㎡、相続による届出で、あっせんの希望は、ございません。

次に農地法第5条の規定による届出は、2件2筆で、合計面積が455㎡、地目「畑」で、転用目的は、2件ともに住宅敷地です。

公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、5件6筆です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑はないようです。

次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明を求めます。

事務局

【資料5「農地あっせん台帳」について説明】

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑はないようです。

次に「狭山市都市計画生産緑地地区の変更について」事務局から説明をお願いします。

事務局 資料「狭山市都市計画生産緑地地区の変更について」をご覧ください。  
都市計画課より、狭山市都市計画生産緑地地区の変更について、意見を求められて  
おりますので、ご協議をお願いします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を『意見なし』とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『意見なし』として報告します。  
続けて、事務局から説明をお願いします。

事務局 【生産緑地の斡旋について】  
都市計画課より、別紙のとおり、生産緑地の斡旋について、依頼がありましたの  
で、よろしくをお願いします。

**【追跡調査について】**

追跡調査について説明します。

資料7をご覧ください。

令和3年度の許可案件について、追跡するものです。

何かご質問等は、ございますか。

総会終了後、各地区でご相談していただき、日程と当日担当される委員さんを各  
地区の運営委員は、事務局まで報告ください。

(日程が重複する場合は、その場で調整をお願いします。)

**【全筆調査について】**

続きまして全筆調査について説明します。

資料8をご覧ください。

今年度から、農地の区分方法が変更になっています。2号農地、3号農地は昨年  
と同様ですが、1号農地については、緑区分と黄色区分に分けることになりました。  
緑区分は低木等はあるがトラクターで耕起すれば農地に戻すことができるもの、  
黄色区分は背丈以上の木が生えているなど重機を入れないと農地にもどせな  
いもの、という区分になっております。

調査は9月末までに終わってください。

各地区の推進委員の方は調査に必要な地図・カメラ・SDカード等をお渡します  
ので、お持ち帰りください。

**【令和4年度最適化活動の目標設定について】**

先日承認いただいた内容で埼玉県農業会議に提出しましたが、一部指摘があった  
部分について数値と文言の修正をしました。これにつきましては、全国農業会議  
のホームページで公開されています。昨年度の成果と目標については市のホーム

ページで公開する予定です。

議 長 説明がおわりました。  
その他について、委員から何かありますか。  
無いようですので、これをもちまして、第6回狹山市農業委員会総会を終了します。  
ご協力ありがとうございました。